

宝 子 発 第 1 5 5 号
令和4年(2022年)11月25日

宝塚市公正職務審査会
会長 畠田 健治 様

宝塚市長 山崎 晴恵



公益通報に係る調査結果に対する是正措置について(回答)

令和4年(2022年)9月29日付けで通知のあった「すみれ園診療所におけるリハビリテーション診療報酬不正」に関する調査結果に対する是正措置について、宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおり回答します。

記

1.3 まとめ(報告書28ページから29ページ)

(1) について

リハビリ実施計画書において令和2年度まではリハビリ開始時に作成が間に合っていないケースもありましたが、令和3年度からはリハビリ開始前に計画書を作成するよう徹底し、改善しています。

(2) について

当該計画書については、リハビリ開始後3か月ごとに患者や家族にも内容を説明するとともに、その写し(副本)を手渡しすること、かつ、診療録に添付することを徹底するよう改善しています。

(3) 患者や家族への説明について

診療所をご利用されている患者や家族への説明については、令和3年度(2021年度)から、最初の計画書と3か月に1回のモニタリングに係る計画書及び最終報告書の様式をそれぞれわかりやすいよう変更したうえで、発生原因や再発防止策について、診察時において個別に説明を行っています。

なお、ご指摘のあった(1)、(2)の案件につきましては、令和4年(2022年)2月18日に管理監督官庁である近畿厚生局及び兵庫県による個別指導等において同様の指摘を受け、指導に係る各事項に基づき、令和4年(2022年)3月31日付で近畿厚生局あて改善報告書を提出し、受理されており、改善及び診療報酬の自主返還を行ったことから一定の改善は図ったものと認識しています。

